

よくあるご質問 (目次)

Q 1 地下水等併用水道とは何ですか。

(届出)

Q 2 なぜ届出が必要なのですか。

Q 3 届出が必要となるのはどんなときですか。

(また、いつ、どこへ届出をしなければなりませんか。)

Q 4 届出の様式はどこで手に入れることができますか。(何を提出すればよいのですか)

Q 5 届出をしなければどうなりますか。

(水質の適正管理)

Q 6 なぜ水質の適正管理が必要なのですか。

Q 7 水質の適正管理とは具体的にどんなものですか。

(固定費負担金、違約金)

Q 8 なぜ負担金が必要なのですか。

Q 9 負担金が必要となるのはどんなときですか。

Q 10 負担金を支払わなければどうなりますか。

Q 11 実際の水道水の使用水量が協定水量を上回った場合はどうなりますか。

Q 12 実際の水道水の使用水量が協定水量を下回った場合はどうなりますか。

よくあるご質問

(定義)

Q 1 地下水等併用水道とは何ですか。

A 1 使用者が地下水、河川水その他の水(本市の水道事業より供給される水(以下、「水道水」という。)以外のもの)を採水又は貯蔵できる施設を設置し、地下水など水道水以外の補給水(地下水などが水質悪化や枯渇その他の理由により利用できなくなる事態に備えた水)として水道水を利用する、または利用することができる設備のことです。

具体的には、水道水と地下水等を水槽で混合して使用する設備が該当します。このほか、水道水の給水装置と地下水等の設備が独立している場合でも、それぞれの給水栓の先にプールや浴槽などの水槽がある場合や、それぞれの給水栓の供給対象が同一の場合なども該当します。なお、水道水を供給している配水管への取付口における給水管の口径が25mm以上を対象としています。

(届出)

Q 2 なぜ届出が必要なのですか。

A 2

- (1) 平成23年10月1日より、神戸市水道条例第31条の2に使用者が地下水等を併用する場合の特例が規定され、地下水等併用水道の新設、増設又は、改造するときに届出が必要になりました。
- (2) 給水装置(水道水をご利用の場合に配水管から分岐して各ご家庭などに引き込む給水管や給水管に直結した蛇口等の給水用具)の工事をする場合は水道局の承認が必要ですが、水道水と併せて地下水等を使用する場合については、給水装置より上流側に受水槽を設けることにより、これまで水道局への届出する必要はありませんでした。
- (3) 水道水を地下水など水道水以外の補給水として利用する「地下水等併用水道」の利用者は、地下水等が水質悪化、枯渇等により利用できなくなる事態に備えた水量を非常用として給水を希望されますが、
 - ① 日常的な水道使用量は少ないため、水道水が停滞することによる水質悪化の恐れや水道水の急な増量による周辺への赤水発生の可能性などの課題があります。
 - ② また、現行の料金体系のもとでは、補給水利用に備えた施設等を整備・維持するための負担が適正になされていないという課題があります。
- (4) このため、「地下水等併用水道」を設置する、または設置している場合について、神戸市水道条例に届出義務を定め、固定費の公平な負担、水道水質の適正な管理等を求めています。

Q 3 届出が必要となるのはどんなときですか。(また、いつ、どこへ届出をしなければなりませんか。)

A 3 地下水等併用水道を設置する、または設置している場合は、以下の①～⑤の場合について、水道局配水課給水担当へ届出が必要になります。ただし、水道メーター(マンションなど集合住宅等における各戸の水道メーターは除く)の口径が20mm以下の方は必要ありません。

- ① 新設・増設・改造工事をする場合は、
「給水装置工事申請時」か「対象工事の着手前」のいずれか早い時期までに届出してください。(給水装置工事を伴う場合は、届出前に事前協議が必要です。)
- ② 使用者の変更がある場合は、
変更しようとする日の1月前までに届出してください。
- ③ 計画使用水量を変更する場合は、
「変更する年度の前年度末」か「変更日の1月前」のいずれか早い時期までに届出してください。(ただし、水道局と使用水量にかかる協定を締結している場合は、当該協定の変更日までに)
- ④ その他届出事項を変更する場合は、
変更しようとする日の1月前までに届出してください。
- ⑤ 地下水等併用水道を廃止する場合は、
廃止しようとする日の1月前までに届出してください。

Q 4 届出の様式はどこで手に入れることができますか。(何を提出すればよいのですか。)

A 4

- (1) 届出の様式は、水道局ホームページよりダウンロードできます。
- (2) 地下水等併用水道を新設、増設、改造する場合、届出事項の変更、使用者の変更については、「地下水等併用水道使用計画書兼誓約書」をご利用ください。
- (3) 地下水等併用水道を廃止する場合は、「地下水等併用水道廃止届出書」をご利用ください。

Q 5 届出をしなければどうなりますか。

A 5

届出は、神戸市水道条例(第31条の3)に基づく義務です。
届出されない場合は、過料の対象になります。(条例第34条)
また、給水停止等の措置をとらせていただくこともあります。

(水質の適正管理)

Q 6 なぜ水質の適正管理が必要なのですか。

A 6

- (1) 水道水を地下水など水道水以外の補給水として利用する「地下水等併用水道」は、日常的な水道使用量が少ないため、水道水が停滞することによる水質悪化の恐れや水道水の急な増量による周辺への赤水発生可能性があります。
- (2) このため、水道利用者が水質保持のため最低限必要な流量以上の水道水を流すなど、水質の適正管理を行っていただく必要があります。

Q 7 水質の適正管理とは具体的にどんなものですか。

A 7

具体的には、次のようなものです。(詳しくは、「給水装置工事施行基準」をご参照ください。)

(1) 給水装置の構造及び材質についての必要な措置

- ・水道水の使用水量の減少及びその他の事情を考慮して給水管の口径（配水管への取付口、メーター等）を水道水の使用水量に応じた大きさのものにすること。
- ・水道水の受水タンクへの入水管には越流面から規定の吐水口空間を確保すること。
- ・受水タンクの吐水口までの給水管に採水用給水栓を設置するとともに給水管末端で洗浄放水が容易に行えるよう、排水設備を設置すること。

(2) 給水装置からの水の汚染の防止その他の水道施設に係る水質の保持を図るために必要な措置

- ・水道水を長期間停滞させた場合には、使用者が水質を検査するとともに、水質劣化が生じている場合には、必要な措置をとること。（施行規程第 28 条第 2 号）
- ・地下水等の減量・廃止等により水道水を増量する場合には、使用者は事前に管理者と協議し、その指示に従うこと。（点検・補修等により水道水を増量する場合であっても同様とする。）（施行規程第 28 条第 3 号）
- ・水道水使用の急増等に伴う赤水等の発生により第三者に損害を与えた場合には、使用者は責任をもって対処すること。（施行規程第 28 条第 4 号）
- ・給水管内の水質保持のため、最低限必要な流量以上の水道水を流すこと。
- ・受水タンクの越流管は、水道水と地下水等の合計流入量以上を排水する能力を確保すること。

(固定費負担金、違約金)

Q 8 なぜ負担金が必要なのですか。

A 8

- (1) 水道施設の整備等に要する費用（固定費）については、その多くを使用水量に応じていただく従量料金のなかでご負担いただくことになっています。
- (2) 水道水を非常時の補給水として利用することをご希望される場合には、非常時の水道利用ということで、通常時には補給水を給水するための整備等の費用について適正にご負担いただけておらず、他の水道利用者との間に不均衡が生じている状態になっています。
- (3) このため、補給水として希望される水量に基づき、かかる費用をご負担していただくものです。

Q 9 負担金が必要となるのはどんなときですか。

A 9

- (1) 期別（2カ月ごと）の「協定水量（ウ）」（水道水を地下水等の補給水として利用する場合も含めた水道水の最大計画使用水量）が「協定水量（ア）」（水道水を地下水等の補給水として使用しない場合における水道水の計画水量）の3倍を上回っている場合は、固定費負担金が必要となります。
- (2) 期別（2カ月ごと）の「協定水量（ウ）」が「協定水量（ア）」の3倍を下回っている場合は、実際の水道水の使用水量にかかわらず固定費の負担は生じません。なお、これまで全ての協定はこの条件の下で締結されています。

Q10 負担金を支払わなければどうなりますか。

A10 固定費の負担金は、神戸市水道条例（第31条の8）に基づく義務です。

固定費をご負担いただけない場合は、過料の対象になります。（条例第34条）

また、給水停止等の措置をとらせていただくこともあります。

Q11 実際の水道水の使用水量が協定水量を上回った場合はどうなりますか。

A11

（1）実際の水道水の使用水量が期別の「協定水量（ウ）」を上回った場合、違約金が生じます。

やむを得ない理由（漏水事故など）が認められる場合はこの限りではありませんが、実際の水道水の使用水量が計画水量を上回る状態が長期間続く場合は、計画水量の見直しにより協定の変更が求められます。

Q12 実際の水道水の使用水量が協定水量を下回った場合はどうなりますか。

A12

（1）期別（2カ月ごと）の「協定水量（ウ）」（水道水を地下水等の補給水として利用する場合も含めた水道水の最大計画使用水量）が「協定水量（ア）」（水道水を地下水等の補給水として使用しない場合における水道水の計画水量）の3倍を下回っている場合は、実際の水道使用水量にかかわらず固定費の負担は生じません。

（2）しかし、このような状態が続くようであれば、協定水量の見直しについて協議をします。

今後も下回るようであれば、協定の変更が必要になります。

（3）実際の水道水の使用水量が期別の「協定水量（ア）」を長期間下回った場合、長時間滞留による水質劣化の恐れがあるため、適切な水質管理が求められます。